

さいたま市水道料金表（1か月） 税抜

口径	基本料金		水量料金(1立方メートル)		
	水量	料金	水量	単価	
13mm	8立方メートルまで	890円	水道メーター口径25ミリメートル以下	8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	175円
20mm		1,080円		20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	220円
25mm		1,750円		30立方メートルを超える分	310円
30mm	8立方メートルを超え 200立方メートルまで	4,800円	水道メーター口径30ミリメートル以上	60立方メートルまでの分	310円
40mm		14,800円			
50mm		38,200円			
75mm		86,500円		60立方メートルを超え500立方メートルまでの分	345円
100mm		184,500円			
150mm		310,900円		500立方メートルを超える分	395円
200mm		988,300円			
共同住宅用	8立方メートルに世帯数を乗じて得た水量まで	890円に世帯数を乗じて得た額	8立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え 20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分		175円
			20立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超え 30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量までの分		220円
			30立方メートルに世帯数を乗じて得た水量を超える分		310円
公衆浴場用		1,750円			175円
プール用	50mm	38,200円			175円
	75mm	86,500円			
	100mm	184,500円			

※口径30ミリメートルの料金はさいたま市給水条例附則第7項により上記のとおりとなります。(新設工事等により30ミリメートルのメーターを新たに設置することはできません。)

★水道の検針と水道料金の計算例(一般家庭 口径20mmの場合)

前回検針日 8/15 メーター指針 100	今回検針日 10/15 メーター指針 201
--------------------------	---------------------------

- 1 請求月分「9～10月分」となります。
(今回の検針日の属する月分とその前月分となります。)
- 2 使用水量は101立方メートルになります。
(使用水量は、今回のメーター検針と前回の指針の差になります。)
- 3 9月分の使用水量を51立方メートル、10月分の使用水量を50立方メートルとみなします。
(使用水量は各月均等にみなします。1立方メートルの単位で割り切れない場合は、前の月分を切上げます。)
- 4 上記の料金表に当てはめて、それぞれの月の料金を求めます。

	9月分 51立方メートルの内訳		10月分 50立方メートルの内訳	
基本料金	8立方メートルまで	1,080円	8立方メートルまで	1,080円
8立方メートルを超え 20立方メートルまでの分	12立方メートル×175円＝	2,100円	12立方メートル×175円＝	2,100円
20立方メートルを超え 30立方メートルまでの分	10立方メートル×220円＝	2,200円	10立方メートル×220円＝	2,200円
30立方メートルを超える分	21立方メートル×310円＝	6,510円	20立方メートル×310円＝	6,200円
合計	51立方メートル	11,890円	50立方メートル	11,580円

- 5 消費税の計算を行います。
(11,890円+11,580円)×1.10=25,817(円未満切捨て)
- 6 9～10月分請求金額 25,817円となります。